

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人田村学園
②設置大学名称	多摩大学
③担当部署	多摩キャンパス総務課
④問合せ先	042-337-7112
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 24 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tama.ac.jp/guide/governance.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、大学の基本理念、教育理念、使命・目的及び教育研究上の目的を、大学ウェブサイトにて公表することで、学生をはじめとするステークホルダーに対して明示しています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	志願者に対し、入学試験要項やオープンキャンパス等にて、「入学者受入れの方針」を周知し、受け入れを行っています。また学生に対し、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を、学生ハンドブック等にて明確に示し、入学から卒業に至るまでの学びの道筋をカリキュラム表やカリキュラムマップを用いて明確に示しています。またこれらの方針は、いつでも本学のウェブサイトで確認できるよう公開しています。 「大学運営会議」において大学運営の基本方針について審議し、このうち教学について重要事項を決定することで、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。「教学マネジメント会議」は、大学運営会議の下で、全学的な教学マネジメント及び内部質保証に係る方針の策定、検証及び評価を行っています。さらに「自己点検評価委員会」において、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実にについて、総合的な状況を評価するとともに、評価分析結果に基づき実態の調査及び検証を行っています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「学校法人田村学園組織運営規程」、「多摩大学学則」、「多摩大学大学院学則」、「多摩大学大学運営会議規程」、「多摩大学教授会規則」及び「多摩大学大学院研究科教授会規則」において、学長の責務、副学長・学部長等の補佐体制、教授会の役割等を明確に定め、教学組織の権限と役割を明確化しています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教授会の下に置かれる各種委員会が、それぞれの委員会規程に基づき、担当事務局と分担・協力・連携し、管理・運営を適切に教職協働で行っています。また委員会の副委員長には事務職員１人を必ず選出し、効果的な教職協働体制を整備しています。
実施項目 １－１⑤	説明

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「学校法人田村学園中期計画」において基本方針を策定しています。さらに「多摩大学教育・研究推進センター規程」に基づき、「多摩大学事業計画」において年次計画を策定し、教員に対し、教育面に関する資質向上に向けた研修（FD）を行っています。また教職員に対し、大学運営面に関する資質向上に向けた研修（SD）を行っています。
---------------------------------	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「学校法人田村学園寄附行為」、「多摩大学学則」及び「多摩大学大学院学則」に定めた目標を達成するため、5 年間の中期的な計画として「学校法人田村学園中期計画」を策定することとしています。学生、保証人及び学外関係者などをはじめとする多様なステークホルダーから意見を聴取し、中期計画や年間の事業計画に反映しています。さらに収集したファクトデータを分析し、教学及び経営への具体策に盛り込んでいます。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	「学校法人田村学園中期計画」を策定すると同時に「中期計画工程表」を作成することで、計画実現のための進捗管理体制を確立しています。中期計画工程表の進捗状況は大学運営会議に報告され、必要に応じて計画の修正を行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「学校法人田村学園寄附行為」第3条に基づき、建学の精神を礎とし、豊かな個性を伸ばし、新しい時代に活躍できる人材を育成することで、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献しています。 「多摩大学学則」第1条及び「多摩大学大学院学則」第1条に掲げる使命・目的を達成するために、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。 また、公開講座等の開設や、大学院における社会人の受入れを通じ、社会人の学習機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「産官学民連携センター」を設置し、社会貢献・地域連携活動を推進しています。教育研究活動を通じて、地域課題の解決に向けた取り組みを行っています。

	また、公開講座等を開講し、幅広い分野における諸問題を多様な視点から取り上げ、大学としての役割を果たすよう努めています。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍等、様々な背景を持つ学生、教職員を受け入れる学内環境・体制の整備に努めています。 人格と個性を尊重し合い、共に学ぶことができる大学として、障害のある学生の支援のために合理的配慮を行っています。また、「多摩大学私費外国人留学生授業料減免規程」に基づく支援等、留学生支援も行って支援体制の充実に努めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、理事、評議員への女性登用に留意し、女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人田村学園寄附行為」及び「学校法人田村学園理事選任機関運営規程」に基づき、理事選任機関を設置し、理事の選任を行っています。理事の選任に当たっては、理事の資格及び構成に関する法令上の要件を遵守するとともに、法人運営及び学校運営に必要な知識、経験等を有する人材の確保に努めています。また、理事選任機関による審議及び選任手続を通じて、選任過程の透明性及び公正性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「学校法人田村学園寄附行為」において理事会の招集、運営及び議決手続を明確に定めるとともに、議事録を作成し保存することにより、理事会運営の透明性を確保しています。また、重要事項については評議員会の意見を聴くこととし、理事長及び代表業務執行理事の評議員会への出席並びに職務執行状況等の報告を通じて、評議員会との建設的な協働体制の確立を図っています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会における議案及び報告事項に関する情報を事前に提供するとともに、理事長及び代表業務執行理事による職務執行状況の報告を通じて、理事への適切な情

	報提供を行っています。また、学校法人に関わる学内外の情報共有を図るとともに、必要に応じて理事を対象とした研修会等の案内及び参加機会の提供を行い、理事としての資質向上が図られるよう努めています。
--	--

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人田村学園寄附行為」に基づき、監事については独立性の確保及び利益相反の防止に配慮するとともに、法令上の資格要件を満たす者を評議員会の決議により選任しています。また、会計監査人については、監事の過半数の合意に基づき、評議員会の決議により選任することにより、選任過程の透明性及び公正性を確保しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事と会計監査人の連携体制を整備し、監査結果の共有及び意見交換を行っています。また、相互の監査活動に関する情報共有を通じて、監査機能の充実及び実効性の向上を図っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対して、理事会及び評議員会における審議事項や法人運営に関する情報を適切に提供するとともに、必要に応じて業務及び財産の状況に関する資料等を提供しています。また、会計監査人との情報共有を図るとともに、監事を対象とした研修会等の案内及び参加機会の提供を行い、監査機能の充実及び監事の資質向上が図られるよう努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人田村学園寄附行為」において、評議員の選任区分を職員、卒業生及び学識経験者と明確に定めるとともに、それぞれの構成割合を規定しています。また、評議員の選任に当たっては、年齢、性別及び職業等に著しい偏りが生じないように配慮し、法令上の資格及び構成要件を遵守しています。さらに、評議員会の決議による選任手続を通じて、選任過程の透明性及び公正性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人田村学園寄附行為」において、評議員会の招集、運営及び議決手続を明確に定めるとともに、議事録を作成し保存することにより、評議員会運営の透明性を確保しています。また、重要事項については理

	事会があらかじめ評議員会の意見を聴くこととし、理事長及び代表業務執行理事が評議員会に出席して必要な報告及び説明を行うことにより、理事会との建設的な協働体制の確立を図っています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、評議員会における諮問事項及び審議事項に関する情報を事前に提供するとともに、法人運営及び学内外の情報を共有しています。また、必要に応じて評議員を対象とした研修会等の案内及び参加機会を提供し、評議員の知識及び資質の向上を図られるよう努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人田村学園防火防災管理規程」を整備し、各部門において「防災マニュアル」等の整備を進めています。また、「多摩大学防災マニュアル」を整備するとともに、「多摩大学危機管理規則」及び「多摩大学防火・防災管理規程」に基づき、学生等の安全確保や重要事業の継続に努めています。また、毎年避難訓練を行い、自然災害時の学内における安全確保の手順を広く浸透させています。 また、「学校法人田村学園個人情報保護規則」、「学校法人田村学園情報セキュリティ基本方針」及び「学校法人田村学園情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報及び情報システムに関わる危機管理体制を整備しています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	自己点検評価委員会において、学校教育法、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の法令の遵守状況を確認しています。 また、「学校法人田村学園公益通報規程」「多摩大学ハラスメント防止規程」「多摩大学研究倫理規程」等を整備し、内部通報窓口を設置しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、「学校法人田村学園情報公開規程」において公開する方法や項目を定め、情報公開を推進しています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの	大学ウェブサイト、学生ハンドブック及び大学案内

理解促進のための公開の工夫	等、ステークホルダーに応じた媒体を活用し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。
---------------	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明